

議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第10回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番吉野委員さん、第7番 儘田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

12月26日 農政部会が市役所で行われ、加藤会長、石川職務代理、農政部会の委員の皆さまにご出席をいただきました。12月26日 内田農業振興会緑綬功労者受賞祝賀会が霞共益会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。1月9日 青梅市農業振興対策審議会が青梅市役所で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。1月13日 西多摩地区農業委員会検討会が行われ、加藤会長と石川職務代理にご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、八木委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号1番について説明します。

1月20日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

委員

地番、地目畑、面積

ここは一段の畑で、昨年まで貸農園でしたが1月に解除して、どうしてもやりたいという方がいまして一部を貸している状態です。今は冬なので何も作っていませんが、息子さんがこれからやるということで、畑はきれいになっていました。畑の一部は保育園でサツマイモを植えているそうです。きちんと管理されていたので、よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号2番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です

整理番号2番について説明します。

1月22日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは全面がお茶畑できれいに刈られていました。品種はヤブキタだそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番はお茶が栽培されていて刈り落としもきれいに管理されていました。地番と地番は冬なので何もありませんでしたが、夏にはジャガイモ、サツマイモを栽培される予定だそうです。

地番、地目畑、面積

自宅前の畑で、白菜、小松菜、ほうれん草、人参、ブルーベリーが栽培されていて、きれいに管理されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここはすべてお茶が栽培されていて、きれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号3番4番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号3番について説明します。

1月21日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

こちらには一部ラズベリーがポット栽培されていました。朝と晩に自動で水があげられるようになっているそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一段の畑になっていまして、ブルーベリーが植えてあります。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにつきましては、夏野菜のナス、キュウリ、スイカ、トウモロコシが植えてあったそうです。今はきれいに片づけてあります。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一段の畑になっていて、ブルーベリーが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここには大根、小松菜、ほうれん草、夏野菜が植えてあった跡がありました。

地番、地目畑、面積

ここにはキウイフルーツが植えてあります。

地番、地目畑、面積

ここには梨とキウイフルーツが植えてありました。

委員

整理番号4番について説明します。

1月21日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここにはラズベリーが植えてありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにはブルーベリーが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここにはブルーベリーが主に植えてあるのですが、7本ほどキウイフルーツが植えてありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにはブルーベリーと桜が植えてあり、桜は塩漬けにするそうです。

全体でブルーベリーが1400本あまりで、スイーツ用のジャムケーキ等の加工用全体で、4トンから5トン収穫されるそうです。ブルーベリーの種類は30から40種類あるそうです。根につく細菌が多いようで、その対策を考えなければとお話されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号5番について、影山委員さんが欠席なので事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号5番について説明します。

1月15日 申請者立会いなしで、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは主にお茶の栽培をしており、モニターのようにしっかり刈込みも行っていました。よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番2番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

整理番号1番については新規の農業法人の取得になるため法人の代表者が来て説明をするとのことでした。

代表者の方の入室をいただく前に事務局から整理番号1番の概要を説明をさせていただきます。

今回、新しく適格者法人という形で申請がありました。法人の方は株式会社代表取締役の方は今日来ていただく方です。法人の所在地は 市で登記をされています。

地番で農地を所有されて耕作を行っていくということです。

4ページに営農計画書があります。今回取得を申請されているのが m²です。

こちらの法人さんは瑞穂で15年農作業をされていると調査をしております。基本的には露地野菜をされて収穫、出荷をされるということでお聞きはしています。

今後取得された後、令和8年の3月頃まで遊休農地化してしまっているのです、開墾ならびに土壌の方を作っていくと話をしています。

現状、農地があれてしまっています。12月に八木委員さんと事務局と代表者の方と現地を見させていただきまして、その際にどのように営農計画するのが定かでなかったもので、再度書面上に落としていただいて、説明していただいて、質問等あればしていただきたいと思っております。

委員

八木です。

12月19日に見に行きました。ここは大仁田地区といって、人が一番いたときで9件、現在は2件しか住んでいないところです。ここは熊も出るし、いのししの罾もあり日当たりも悪いです。地番に行くには、小さな小川がながれていまして、50年くらい前から人がいない場所で、畑に行くのに道を作らなくてはならない所です。車も1日に1台通るのかなというような所なので心配しています。一番心配しているのは、草を刈ったら、地目を変更して違うものにされてしまったら困るなどと思っております。ほんとに農業をやりたくてやるのか、その辺をきちんとしないと難しいかなと思っております。

新規取得者

農業経営の概要説明

率のかつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、1月15日に天野委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

議長

整理番号2番、3番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号2番3番は事務局から説明があった通りです。

2番は柿の木等が植えられていて、その下で露地野菜をやりたいということです。

3番の地番は柿の木、梅の木が植えられていて、その下で露地野菜をやりたいということです。片方の地番方が問題で竹林なんです。きれいにしていただければ、きれいな竹林になるのかなと思います。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号4番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です。

整理番号4番について説明します。

1月15日 申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

地番は、急斜面の土地で、おそらく別の木を植えるということで、30センチから40センチの杉の木が伐採されて、それを片づける準備に入っておりました。ここには柚子の木、栗の木が植わっていました。下草はきれいに刈られていました。

地番には、梅の木、夏みかん、柚子等の果樹が植わっていました。

地番の一番広いところには、今は草を刈った後で、畑という感じではないのですが、畑にしたいと言っていました。今は端の方にブルーベリーが10本から12本植わっていました。

地番の一番小さいところには、白菜、小松菜、ノラボウ、ニラ等が植わっていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします
議案の4ページを御覧ください。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみでの判断で非農地の証明を行うことができます。

整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号別紙1》のとおり、非農地状態であることにつ

いての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2および3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると思います。

なお現地調査は地区担当の1月20日に久保田委員と行き、加藤会長には現地の状況について説明しております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について補足説明します。

急斜面の左の山林が該当地です。現地ではわかりづらい土地で地主さんに立ち会ってもらいもらいわかりました。該当地の真ん中に、調整区域と市街化区域の境が入っていました。地主の立ち合いを検討していただくといいと思いました。ここは畑となっていますが、地主は80歳ですが、ここが畑だったことがないそうです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

事務局

現地調査につきましては、10月15日に加藤会長と行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号2番を御説明いたします。

整理番号2番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙3を御覧ください。

こちらは新規契約となり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2026年3月1日から2036年2月28日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙4》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、宮坂さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考

えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、果樹を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、1月15日に高山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号3番を御説明いたします。

整理番号3番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙5を御覧ください。

こちらは利用権からの更新となり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2026年3月1日から2031年2月28日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙6》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、清水さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、

事務局

現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、1月22日に宿谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に、整理番号4番を御説明いたします。

整理番号4番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙7を御覧ください。

こちらは利用権からの更新となり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2026年4月10日から2029年3月31日までの3年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙8》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、清水さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担

い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、1月21日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当の私から補足説明を致します。

委員

整理番号1番につき補足説明します。

住所が都内になっておりますが、冬場は野菜などはやらないで、暖かくなってから青梅の方に来て貸家を借りているので、やるということです。今は土を作るためにトラクターをかけているので、きれいになっています。一人でやっているので大変だと思っておりますが、頑張ってくださいと思います。

議長

次に整理番号2番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 9番高山です。

整理番号2番について補足説明します。

1月15日 借り受け本人立ち合いの上、事務局2名と現地調査を行いました。

事務局から説明があった通り、一部が借用ということになりますが、ビニールハウスをお借りしているところも敷地となっております。当該地は、果樹栽培地として白桃を考えているということです。現在一部に玉ねぎがあるのですが、これは親戚の方が栽培しているもので、収穫後に本格的に利用していくということです。ビニールハウスの向こう側も購入して、キウイフルーツやミカン、柑橘類の植栽をし、耕作していくということです。よろしくご審議をおねがいします。

議長

次に整理番号3番について、宿谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員の宿谷です。

整理番号3番について補足説明します。

1月22日 本人と事務局2名と現地調査をおこないました。5年間使用するというので確認をとりまして、露地野菜を作っていくということです。作物は、カボチャ、大根などを作っています。この場所は部分的に日陰になりまして、3月から10月までしか農作業ができないということです。現地に行きましたら、寒いところで大変だなと思いました。現地はトラクターで耕耘してありまして、きれいになっていました。よろしくご審議をおねがいします。

議長

次に整理番号4番について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局

整理番号4番について説明します。

当日は、担当委員、事務局職員で現地調査を行いました。

当該地は利用権設定で貸借されていた箇所となっています。現状はトラクターがかけてあり、きれいに管理されておりました。春に向けて作付けは計画中になっているので、今後この土地にあった物を作付けしたいとおっしゃっていました。草が少しありましたので雑草の管理のことをお願いしました。よろしくご審議をおねがいします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第6号「地域計画意見照会」について事務局よりお願いします。

事務局

それでは議案第6号「**地域農業経営基盤強化促進計画の策定について（意見聴取）**」御説明致します。議案の8ページを御覧ください。こちらは、昨年度から策定しております地域計画についてになります。今年度は、成木・三田地区の策定を予定しており、計画案が出来たため別紙1のとおり農業委員会への承認依頼がなされたものになります。別紙2・3をご覧ください。こちらは成木の地域計画になっており、別紙2の様式5-2では協議の場をもとに地域の現状と課題、将来の取り組み等につ

事務局

いて記載されているものになります。また、別紙3は一筆ごとにアンケート調査を実施し農地の利用意向を確認し、その結果を地図上に反映したのものになります。別紙4・5については、三田地区の地域計画であり、記載項目は成木地区と同じものになります。また、別紙6として青梅市に対して農業委員会より意見の回答をする流れとなります。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

次に議案第7号「基本構想意見照会」について事務局よりお願いします。

事務局

それでは議案第7号「青梅市農業経営基盤強化促進基本構想（青梅市農業振興計画）の変更について」御説明致します。議案の9ページを御覧ください。

事務局説明

議長

何かご意見ご質問はありますか。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について」は3件で2ページに記載された通りです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、10件で3～4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は短い時間でやりたいと思います。よろしく申し上げます。